次世代育成支援対策推進法
及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画
社会福祉法人函館大庚会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　８年　４月　１日～令和１３年　３月３１日までの　５年間

２．内容

目標１：計画期間中に、男性職員で育児休業を取得した者を１名以上とする。

＜対策＞

- 令和８年　４月～　育児休業制度の内容を、管理職・職員へ周知する
- 令和８年１０月～　育児休業取得の可能性がある職員およびその上司に対し育児休業の取得を促す声かけや面談、意向確認を実施する。
- 令和９年　４月～　育児しやすい職場づくりの取組を、採用広報等を通じて積極的に発信し、若手の採用・定着につなげる

目標２：計画期間内における平均時間外・休日労働時間を２０時間未満とする。

＜対策＞

- 令和８年１０月～　直接雇用や派遣労働者等による夜勤専従職員の活用
- 令和９年　４月～　業務の見直し、ＤＸ化による記録や事務の効率化などの取組実施

目標３：令和１２年１０月までに、年次有給休暇の取得日数を１人当たり平均年間８日以上とする。

＜対策＞

- 令和８年　４月～　有給休暇取得予定表や取得状況の配布による取得促進のための取組の開始

目標４：地域の子どもや若者の事業所見学やインターンシップの受け入れを行う。

＜対策＞

- 令和８年　４月～　受け入れを行う部署への説明及び体制作り
- 令和８年１０月～　関係機関との連携
- 令和９年　４月～　事業所見学及びインターンシップの受け入れ開始